

令和 5 年度
事業計画書

令和5年3月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| ま え が き..... | 1 |
| 1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工..... | 2 |
| 2. 処遇改善と働き方改革..... | 3 |
| 3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組..... | 10 |
| 4. 戦略的広報の推進..... | 15 |
| 5. 建設業における社会的責任への取組..... | 16 |
| 6. その他の事業・行事の開催..... | 18 |

まえがき

昨年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻により緊迫化する国際情勢は、我が国を含む世界の政治経済に深刻な影響を与え、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化に向けた動きによる世界的な物価高騰、内外の金利差による円安の進展等により、建設業においても資機材の価格高騰や品薄などの影響を大きく受けた。

また、気候変動の影響により近年頻発化・激甚化している豪雨や台風、豪雪等の災害が、昨年も全国各地で発生し、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震への備えの必要性など、防災・減災、国土強靱化の重要性は益々増大している。

このような、災害に屈しない強靱な国土づくりを担う地域建設業は、国民生活や社会経済活動を支え、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、地域の雇用や経済活動を支えるとともに、一旦災害が発生した際は、その最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的使命を長年にわたり果たしてきた。

地域建設業がその社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、公共事業等による安定的・持続的な事業量の確保、処遇改善、働き方改革等による担い手の確保、経営基盤の確立など、様々な課題を克服していかなければならない。特に、来年4月には時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に全面適用されることから、これへの対応が待ったなしの状況にある。

このような中で、全国建設業協会（以下「全建」という。）は、諸課題の解決に向け、以下のとおり令和5年度の事業計画を策定し、地域建設業の発展のため、各都道府県建設業協会との強い連携の下、事業活動を展開することとする。

1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靱化の推進

政府は、令和4年度補正予算で約2兆円の公共事業費(うち、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の3年目分約1.5兆円)を計上し、また、令和5年度当初予算では前年とほぼ同額の約6兆600億円が確保された。

全建としては、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進し、大規模災害から国民の生命と財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、引き続き、各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会を捉えて政府・関係機関に、公共事業予算の安定的・持続的な確保について提言・要望を行う。

また、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策について、引き続き当初予算における別枠での確保を求めるとともに、5か年加速化対策後も継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化が推進されるよう、国土強靱化法の改正を含め、例えば5か年ごとの中長期的計画を策定し、これと予算措置をリンクする仕組みづくりについて提言・要望を行う。

加えて景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置の要望に関しても適切な対応を行っていく。

(2) 公共事業の円滑な施工

令和5年度は、昨年12月の補正予算と令和5年度の当初予算を合わせた16ヵ月予算として、昨年度と概ね同額の約8兆600億円の公共事業関係予算が確保されることとなった。

防災・減災、国土強靱化の推進等の政策目的の実現はもちろん、今後の

公共事業予算の安定的な確保のためにも、これらの公共事業を円滑に執行することが重要である。

このため、全建では、47 都道府県建設業協会と連携し、地域ごとに受発注者間の意思疎通の緊密化を促し、不要な不調・不落の発生を防止する等、公共事業の円滑な施工の推進に取り組む。

(3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

地域建設業界が抱える諸問題や国土交通省の政策課題等について官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国 9 ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情を踏まえ、積極的な意見交換を行うとともに、その議論を踏まえ提言・要望を行う。

また、各ブロック等との意見交換を基に、地域懇談会・ブロック会議をより充実した会議とするため、進め方、内容等について引き続き検討を行う。

2. 処遇改善と働き方改革

(1) 建設技能者・技術者等の処遇改善に向けた取組の推進

諸物価の高騰及びインフレ率以上の賃上げを目指す政府方針も踏まえ、建設技能者・技術者等の賃金引上げ等を通じた処遇改善に向けた以下の取組を推進する。また、その取組の実施状況、課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する。

① 建設技能者の賃金の引上げ

本年2月の設計労務単価改定は、全国平均5.2%(主要12職種5.0%)の大幅アップとなった。これを受け、引き続き賃上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、本年3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた概ね5%の賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進めるとともに、来年以降のさらなる労務単価の引上げについて提言・要望を行う。

時間外労働の罰則付き上限規制の適用を来年に控え、週休2日の普及を進めるため、休日が増えても技能者の減収にならない賃金となるよう、補正係数の引上げや休日分を補う労務単価の増額等必要な措置について提言・要望を行う。

また、標準見積書の活用による法定福利費及び労務費の確保について意見・要望を行うとともに、下請企業からの法定福利費や労務費が内訳明示された標準見積書の提出等による適正な負担に努める。

② 建設業従事者の賃金の引上げ

技術者その他の従事者の賃上げのため、積算基準における一般管理費及び現場管理費の引上げについて提言・要望を行う。

建設技能者・技術者その他従事者の賃上げの阻害要因となりかねないダンピングを防止するため、最低制限価格制度・低入札価格調査制度が未設定又は全国基準(最新の公契連モデル)より低位にある市町村等に対し基準設定・引上げに向けた働きかけを行うとともに、公契連モデルの上限枠の引上げ、現場管理費等の算入率の引上げ等について提言・要

望する。

本年度も引き続き実施することとなった「賃上げ実施企業を加点する総合評価方式」については、その制度運用及び会員の取組実態等について把握・分析を行うとともに、課題を把握し経営実態に即した柔軟な運用について提言・要望を行う。

（２）働き方改革の着実な推進

来年に迫った時間外労働の罰則付き上限規制の適用を控え、働き方改革の一層の促進・深化に向け、引き続き「目指せ週休 2 日 + 360 時間（2 + 360 ツープラスサンロクマル）運動」を推進するほか、働き方改革の実施状況、課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する。

全建作成の「週休 2 日実現マーク」の会員企業での普及活用を推進するとともに、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について幅広く情報発信して会員企業への水平展開を図る。

「建設業の実務担当者向け改正労働基準法の基本 Q & A (仮称)」を作成し、作成済みの 2 + 360 運動リーフレットと併せて、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制のポイント、例外となる災害復旧等における労働時間管理等について周知する。

働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）と連携し、同センターの建設業支援メニューを周知するとともに、労働時間管理の基本となる雇用管理、個々の労働者の労働時間の把握方法・管理方法に関するセミナー等を開催し、会員企業の取組を支援する。

さらに、各都道府県建設業協会と関係行政機関（地方整備局、労働局等）、民間経済団体の連携による地域労働時間削減推進会議の開催を支援

し、民間工事発注者はじめ関係者の労働時間短縮に関する一層の意識啓発、気運の醸成を図る。

また、週休2日の普及を進めるため、休日が増えても技能者の減収にならない賃金となるよう、補正係数の引上げや休日分を補う労務単価の増額等必要な措置について提言・要望を行う。[再掲]

なお、労働時間の短縮を図り職場環境を改善していくためには、適正な工期設定及び業務の効率化が不可欠であり、改正建設業法に基づく「工期に関する基準」の民間工事を含めた運用実態の把握に努め、これを踏まえて提言・要望を行うとともに、建設業におけるICT技術、DX、建設ディレクターの活用等の最新情報や会員企業における好事例の収集を図り、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

(3) 建設キャリアアップシステムの普及促進の取組

建設キャリアアップシステムの普及促進には地域ぐるみでの積極的な取組が必要であることから、令和3年度から取り組んでいる「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進し、登録協会について取組内容の深化を図るとともに、未登録協会に対して同プロジェクトへの参加を促すことにより、登録協会数の増加とその取組内容の水平展開を図る(令和4年度末38協会登録済み)。

また、「建設キャリアアップシステム運営協議会」や「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」への参画等を通じ、キャリアアップシステムについて、技能者へのその技能と経験に応じた適正な評価の実施等の制度の改善、キャリアアップに応じた労務単価の引上げ、システムを使った効率的な現場管理等といったメリットの実現や利用する事業者・

技能者への支援措置等について提言・要望を行う。

令和 3 年度から建設業退職金共済制度に係る電子申請システムが本格運用されたことから、これと建設キャリアアップシステムとの一層の連携促進を図る。

また、「CCUS 認定登録機関」の登録支援業務等に関する委託費（建設業振興基金）及び「人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等普及促進コース）」（厚生労働省）の周知・活用促進を図る。

（４）その他の担い手確保の取組

① 若年者の就労への対応

都道府県建設業協会及び会員企業と学校関係者（生徒、学生）の情報のマッチングを図り若年者の入職促進を支援する「つなぐ化事業」並びに若年者の職場定着率向上のため建設労働者雇用改善法に基づき実施する「雇用管理研修」（いずれも厚生労働省委託事業）の活用促進について、幅広く情報発信するとともに、ベストプラクティス企業（厚生労働省選定）、ユースエール企業（同省認定）など若年者に魅力ある企業に関する情報発信を行い、会員企業の若年者確保の取組を支援する。

② 女性の定着促進に向けた環境整備

全建が令和 2 年 3 月に策定した「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」（計画期間：令和 2～6 年の 5 年間）の各都道府県建設業協会及び会員企業への周知を図るとともに、当該ロードマップで定めた目標の達成に向けた取組を行う。

このため、女性部会未設置の都道府県建設業協会に対し、引き続き女

性部会の設置に向けた取組を促すとともに、既設置協会の取組状況の把握と把握した情報の水平展開を図る(令和4年度末34協会設置等済み)。

さらに、既設置協会を中心に建設業振興基金が運営する「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入推進を図る。

③ 高齢者・障害者の雇用促進に向けた環境整備

令和2年改正による改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、短時間勤務等の雇用形態の多様化をはじめとする雇用管理制度の改善などの取組について、会員企業の状況等の調査を通じ、好事例の収集を図り、水平展開する。

令和4年改正による改正障害者雇用促進法を踏まえ、障害者の更なる雇用促進を周知するとともに、障害者の雇用促進に関する好事例の収集を図り、水平展開する。

※ 障害者雇用率 (2.3%→2.7%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げ)
除外率 (20%→10%、令和7年4月から)

④ 外国人就労への対応

前年度に実施された特定分野の特定技能に係る業務区分の再編後の会員企業における特定技能外国人の採用活動が円滑に進められるよう建設技能人材機構(JAC)と連携し、必要な情報を提供する。

また、特定技能外国人就労が円滑に進むよう、会員企業からの要望収集を行い、必要な提言・要望を行う。

⑤ 社会保険加入の徹底等

社会保険加入の徹底を通じ、下請企業を社会保険加入企業に限定するなどの社会保険加入促進のための運動・取組の周知徹底を図る。

また、一人親方問題に関するリーフレット、働き方改革の自己診断チェックリストの周知、一人親方問題を盛り込んだ「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」の周知を行う。

(5) 全国建設労働問題連絡協議会の開催

時間外労働の罰則付き上限規制の適用を控え、建設業界の労働問題に関する取組についての啓発となるよう、実務担当者や専門家を招いた講演等を実施する。

(6) 労働災害防止対策の推進

① 墜落・転落災害等の防止への対応

第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度の5年間、厚生労働省）において建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のため、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月、厚生労働省）を踏まえ、足場点検の確実な実施等についての周知を図る。

また、現場技術者を対象に実施する労働安全を中心とした研修会を活用し、改正法令等の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図る。

② 建設職人基本計画の見直しへの対応

建設職人基本法に基づく基本計画の見直し作業に参画し、建設工事従

事業者の安全及び健康の確保を推進するため、地域建設業界の意見が反映されるよう取り組む。

また、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」（令和4年6月、国土交通省）を踏まえ開催される「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するワーキング」（同省）に参画し、必要な意見・要望を述べる。

③ 労働安全衛生環境の整備

建設アスベスト訴訟に係る令和3年5月の最高裁判決を踏まえて改正された労働安全衛生規則の周知を図る。

さらに、同判決を踏まえ開催される「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」（厚生労働省）に参画し、地域建設業団体として必要な意見・要望を述べる。

また、化学物質管理に関する規制について、自立的な管理を基本とする仕組みへの見直しを図る改正労働安全衛生規則、改正特定化学物質障害予防規則等について周知する。

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

（1）担い手3法の適切な運用への対応

担い手3法の適切な運用のため、発注者等における運用状況を調査するとともに、的確な情報収集に努め、国土交通省等関係機関、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

特に、改正品確法について、国はもとより地方公共団体、とりわけ市町村における建設資材の実勢価格の的確な反映等、適正な利潤を確保できる予定価格の設定、関係機関との協議が整った後での精度の高い設計に基づく発注、適切な設計変更（地方公共団体における長による専決処分の議決（地方自治法第180条第1項）の促進を含む。）、速やかな繰越手続や債務負担行為の活用による施工時期の平準化の取組など、新たな運用指針の浸透、運用状況等に関する調査・分析を行うとともに、改正建設業法に基づく「工期に関する基準」の民間工事を含めた運用実態のほか、昨年度より制度化された「事業加速円滑化国債」の活用状況等の把握に努め、これらを踏まえて提言・要望を行う。〔一部再掲〕

加えて、ダンピング受注の排除を図るため、最低制限価格制度・低入札価格調査制度が未設定又は全国基準（最新の公契連モデル）より低位にある市町村等に対し基準設定・引上げに向けた働きかけを行うとともに、公契連モデルの上限枠の引上げ、現場管理費、一般管理費等の算入率の引上げ等について提言・要望する。〔再掲〕

（２）建設資材価格の高騰に対する取組

建設資材の実勢価格の予定価格への反映のほか、スライド条項や設計変更の運用状況等に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に適宜情報提供を行うとともに、課題解決に向けて提言・要望する。

また、地方公共団体における円滑な価格変更のため長による専決処分の議決の促進について関係機関に働きかけるとともに、民間発注者に対しては、請負金額の変更協議に誠実に応じるよう関係機関等に対し指導

を求める。

(3) 建設生産システムの高度化に向けた取組

① 建設生産システム・入札契約制度に関する諸問題への対応

各都道府県建設業協会及び会員企業と意見交換を行い、適正利潤の確保、働き方改革の推進、地域建設業が持続的に活躍でき、適切に評価される入札・契約方式への改善、新技術活用による品質管理の合理化など、建設生産システムに関する様々な課題やその改善策を把握・整理する。

これらを踏まえ、中央建設業審議会、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」その他の各種関係委員会等において必要な提言・要望を行うとともに、会員企業に情報提供を行う。

特に、道路除雪業務の体制維持に関する課題や、社会資本の大規模更新時代に向けた維持管理業務に係る契約及び実施上の課題などについて、同懇談会の維持管理部会等において上記取組を行う。

「賃上げ実施企業を加点する総合評価方式」の制度運用及び会員の取組実態等について把握・分析を行うとともに、課題を把握し経営実態に即した柔軟な運用について提言・要望を行う。[再掲]

② 生産性の向上

国の政策によりDX（デジタルトランスフォーメーション）や i-Construction の取組が加速する中、ICT施工、BIM/CIM、遠隔臨場、工事情報共有システム（ASP）などインフラ分野のDXやコンクリート構造物のプレキャスト化などの生産性向上策に関する最新情

報の収集に努め、会員企業等に適宜情報提供を行う。

特に、ICT活用工事については、中小規模の会員企業も取り組みやすい環境が整備されるよう、積算、人材育成や設備投資の負担等の課題の解決、地方公共団体も含めた対象工事の拡大等、一層の促進に向け、国土交通省の関係委員会などにおいて提言・要望を行う。

また、BIM/CIMについても、関係委員会に参画の上、原則適用化に伴う制度運用面での課題や会員企業の取組実態等についての情報収集に努め、課題の把握とともに、必要な提言・要望を行う。

さらに、DX、ICT、BIM/CIM等最先端技術について、新3K+K（カッコいい）の重点的アピールポイントとして、担い手確保の場面等での活用を検討・提言する。

③ 建設技術者の技術力向上

建設技術者の技術力向上のため、建設工事の施工現場における生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を募集し、優れた事例を選定の上、「技術研究発表会」を開催し、特に優秀な事例について発表・顕彰するとともに、ホームページやマスコミ等を通じて建設業界の取組について広く情報発信する。

（４）会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や運用・手続の改善等について、必要な提言・要望を行う。

また、本年10月に予定されているインボイス制度の円滑な導入のた

め、制度、支援措置等についての情報収集に努め、各都道府県建設業協会を通じて会員企業への周知を図る。

さらに、地域建設企業の事業承継について、各種支援施策等の情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じ提言・要望を行う。

② 各種手続や請負契約などのデジタル化への対応

政府が進めるDXの動きに的確に対応するため、本年1月より運用が開始された建設業許可や経営事項審査の電子申請の運用動向のほか、請負契約や建設業退職金共済制度などの電子化に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

③ 建設発生土の適正処理及び有効利用に関する規制への対応

建設発生土の適正処理及び有効利用に関する規制の動向を注視し、特に新たに施行される盛土規制法やストックヤード運業者の登録制度による、建設発生土の管理、処理経路の明確化等に関する規制の情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、必要に応じて提言・要望を行う。

④ GX、環境関係

政府が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目標として掲げたことを踏まえ、脱炭素社会の構築に向けた技術開発や実用化の動向及びGX（グリーン転換フォーメーション）につながる施策、特に今通常国会に提出予定の「GX推進法

案」等に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

また、建築物の省エネ対策の強化・木材利用の推進を目的として令和4年6月に改正された建築物省エネ法・建築基準法その他の環境・安全関係法令に関しても、関連委員会への参画等により情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業へ情報提供を行う。

4. 戦略的広報の推進

(1) 「新3K+Kの建設業」等の積極的な広報活動の推進

「地域の守り手」として最前線で安全・安心の確保を担う地域建設業の姿を広く社会に周知することで、建設業が新3K（給与・休暇・希望）に「かっこいい」を加えた4Kの業界として、一般市民や学生、子ども等、国民各層に認知されるよう、政府・関係機関や業界団体、各種メディアと幅広く連携して広報活動を推進する。

このため、令和4年度に開催した「戦略的広報検討委員会」の報告を受け、災害対応等を行う建設企業の姿を写真・動画に記録し、建設業の活躍を広報する仕組みの構築について取り組むとともに、現場で作業に従事する会員が協会名入りのベストを着用することや、作業着及び重機に貼る協会名入りのステッカーの導入についても検討を行い、可能なものから順次実施する。

また、同委員会報告を踏まえ、各都道府県建設業協会や会員企業の広報活動を奨励するため、毎年7月に行う「建設業社会貢献活動推進月間中

央行事」において「広報功労者表彰(仮称)」を新設し、建設業のイメージアップに資する優良な広報活動を行った協会・会員企業を顕彰する。

(2) 広報体制の充実・強化

全建ジャーナルについては、全建の事業活動や各種アンケート調査結果、建設業界の課題や関係省庁の施策、各都道府県建設業協会や会員企業が行っている様々な働き方改革や担い手確保・育成、生産性向上などの取組を紹介することはもとより、紙面に関するアンケート調査結果を踏まえ、更なる内容の充実を図るとともに、各協会が実施している広報に関する取組事例等を水平展開し、各協会の広報力の強化を図る。

また、都道府県建設業協会や会員企業の災害対応(防疫対応)等の活躍を写真・動画などとともに情報収集し、建設専門紙、一般紙等への積極的なプレスリリースを行うのみならず、新たに YouTube や Twitter などの SNS を活用し、地域に貢献する(カッコいい)会員企業の姿などの情報をタイムリーに発信する。

5. 建設業における社会的責任への取組

(1) 災害対応に係る諸課題への取組

応急復旧活動に携わった都道府県建設業協会及び会員企業から情報収集を行い、その活動実施に当たって顕在化した諸課題を整理し、必要な提言・要望を行う。

特に、発注者との災害協定については、各都道府県建設業協会における

締結状況及び協定書の記載内容を調査し、協定書に記載すべき項目、二次災害に対する補償制度の導入、災害対応に従事した協会・会員企業の広報の支援等について検討・提言を行うとともに、国と地方公共団体が連携した一元的・包括的指示等、緊急対応の円滑化に資する施策について提言・要望を行う。

また、リモートシステムの活用を含め都道府県建設業協会との連絡体制の定着を図るとともに、モバイル端末を活用した協会間の情報共有システムの構築について検討し、一層の連携体制の強化に努める。

さらに、指定公共機関としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、関係行政機関及び各都道府県建設業協会との連絡体制の点検・強化に努めるとともに、現事務所が被災した場合の代替拠点における通信・連絡手段についても、引き続き点検・訓練を実施する。

加えて、地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援するほか、自然災害の「不可抗力」により生じた工事目的物の損害額の受注者負担の撤廃について提言・要望を行う。

（２）SDGs 経営への取組

地域建設業におけるSDGs（持続可能な開発目標）経営への取組を支援するため、全建の「地域建設業SDGs経営指針」に基づき、全建ジャーナルその他各種メディアによる発信や相談窓口により会員企業におけるSDGsの理解促進と取組への意識醸成を図るとともに、各都道府県建設業協会が行うSDGsの取組を支援する。

さらに、優れたSDGsの取組事例については、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」の「社会貢献・SDGs 功労者表彰（仮称）」におい

て表彰する。

(3) 建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

社会的責任を果たし、コンプライアンスに則った事業活動を行うため、引き続き全建の「建設企業（団体）行動憲章」の周知を図るとともに、建設業適正取引推進機構など関係団体と連携し、必要に応じて研修会等を開催する。

また、法令順守、地域社会への貢献等建設業が果たすべき役割と重要性を再認識するため、全建ジャーナル、ポスター等を活用してCSR活動の推進を図る。

(4) 建設業の社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を推進するため、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、優れた事例を顕彰する。

今年度から従来の社会貢献功労者表彰を「社会貢献・SDGs功労者表彰」と改め、SDGs活動に貢献した事例についても表彰するとともに、「広報功労者表彰」を新設し、建設業の広報に積極的に活動した事例を表彰することとする。[再掲]

また、これらの優秀な活動事例を取りまとめ、各都道府県建設業協会と連携し、イベント等で配布するなど広く啓発・広報する。

6. その他の事業・行事の開催

(1) 建設関係功労者表彰

全建表彰規程・基準に基づき、建設業の振興・発展に貢献された全建役員・会員企業に対し表彰を行う。

(2) 慰霊法要等の実施

建設現場等において不慮の災禍に遭われ殉職した方々の御霊を供養するため、増上寺境内にある土木建築殉職者慰霊塔において、慰霊法要を執り行う。

(3) 各種報告書・出版物の刊行

各事業活動での成果を、報告書又は出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布する。

(4) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会の開催

経営者層の技術の研鑽を深めるため、最先端技術が導入された建造物等を対象に建設工事・施設見学会を実施する。

(5) 関係機関、諸団体等との意見交換・情報交換の実施

建設業界が抱える諸問題や国の政策課題等について適切に対応するため、引き続き関係機関、諸団体等と積極的に意見交換・情報交換を行い、連携強化を図る。

(6) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合にその他所要の事業、行事等を実施する。